

日本描画テスト・描画療法学会認定描画療法士認定規程

第1条 目的

本資格は、描画によるアセスメントや心理面接に関する専門的な知識と技能を有し、これらの実践を行える会員に対して、日本描画テスト・描画療法学会認定描画療法士（以下、描画療法士）の称号を付与するものである。

第2条 資格の認定及び要件

以下の要件を全て満たし、かつ資格研修委員会及び常任理事会で承認され、申請年度までの会費及び所定の認定費用を納めた者を描画療法士として認定し、「日本描画テスト・描画療法学会認定描画療法士」の証書を授与する。

- 1 本学会に入会して2年以上が経過していること
- 2 本学会の大会に2回以上参加していること
- 3 本学会が主催する認定描画療法士研修の基礎コースを受講済みであること
- 4 描画による臨床実践経験を3年以上有すること

第3条 資格の更新

日本描画テスト・描画療法学会認定描画療法士認定更新内規に定めるとおり、5年ごとに資格の更新を行わねばならない。

第4条 運営機関

- 1 本制度の認定業務は資格研修委員会(以下、委員会)が担当し、これにかかわる事務は資格研修事務局が担当する。
- 2 委員会は理事等から委員を若干名選出して構成し、委員会内に委員長及び資格研修事務局長を置く。

第5条 資格の取り消し

学会を退会した場合は、本資格を喪失する。また描画療法士として不適切な行為等が認められた場合には、委員会の審議を経て理事会において、本資格を取り消されることがある。

第6条 規程の変更

本規程の変更は委員会において検討し、理事会の承認を得て行う。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

日本描画テスト・描画療法学会認定描画療法士認定更新内規

第1条 目的

日本描画テスト・描画療法学会認定描画療法士（以下、認定描画療法士）の資質の維持・向上を目的に、5年ごとに認定の更新を行う。

第2条 認定の更新

認定描画療法士の認定を受けた者は、資格を付与されてから5年目の年度末までに、認定の更新を行わなければ、引き続いて認定描画療法士を呼称することはできない。

第3条 更新の要件

5年ごとに資格の更新を行う。更新は、本学会会員で描画等による臨床実践を継続的に行っていることを前提とする。以下の1を含む、計10ポイント（以下Pとする）以上を取得し、かつ資格研修委員会及び常任理事会で承認され、更新年度までの会費及び所定の更新費用を納めた者に資格更新を認定する。

- 1 本学会の大会への参加
受講者：2P、第1発表者：4P、共同発表者：2P、
講師・シンポジスト（話題提供者）・司会者等：4P
- 2 本学会が主催する研修会（大会前日のワークショップ、地方研修会、認定描画療法士資格認定研修会等）への参加
受講者：2P、第1発表者：4P、共同発表者：2P、
講師・シンポジスト（話題提供者）・司会者等：4P
- 3 本学会誌への論文等の発表（印刷中を含む）
第1執筆者：4P、共同執筆者：2P
- 4 本学会以外の学会誌や研究機関の紀要等への描画に関する論文等の発表（印刷中を含む）
第1執筆者：4P、共同執筆者：2P
- 5 描画に関する著書の出版（印刷中を含む）
第1執筆者：4P、共同執筆者：2P

※1 および2については、その参加形態のうち、一つのポイントを選択する。一開催機会でのポイントの二重取得は認めない。

第4条 更新の審査と認定

- 1 認定更新の審査は資格研修委員会が行い、結果を常任理事会に報告する。また更新を承認され、更新年度までの会費及び所定の更新費用を納めた者には、次回の更新日まで有効となる「日本描画テスト・描画療法学会認定描画療法士」の証書を授与する。
- 2 認定更新の事務は資格研修事務局が担当する。

第5条 資格更新審査の保留

- 1 各年度の定められた資格更新受付期間に第3条の要件を満たすことができない場合は、資格更新の保留を資格研修委員会に申し出て、要件を満たした年の定められた更新受付期間に更新の申請を行うことができる。
- 2 保留期間は2年までで、保留期間中は認定描画療法士を呼称することができない。
- 3 保留期間も含めて5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

この内規は平成30年4月1日から施行する。